

社援地発 0401 第 27 号
令和 7 年 4 月 1 日

各 都道府県・市区町村 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

「重層的支援体制整備事業と保護観察所等との連携について（通知）」の一部改正
について（通知）

更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）の一部改正により、同法に基づく更生保護に関する地域援助等が新設されたことを踏まえ、令和 3 年 3 月 29 日付け通知「重層的支援体制整備事業と保護観察所等との連携について（通知）」（社援地発 0329 第 13 号）の一部を別紙新旧対照表のように改正し、本日から適用することとしたので通知する。貴職におかれては、十分御了知の上、貴管内関係機関等に対し、その周知徹底を図るよう配慮願いたい。

また、本通知の内容は、法務省保護局とも協議済みであり、同局更生保護振興課長及び観察課長から各保護観察所長宛て別紙のとおり通知が発出されていることから、本通知と併せて参考とされるようお願い申し上げます。

新 旧 対 照 表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
都道府県 各 指定都市 <u>民生</u>主管部（局）長 殿 中核市 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 （ 公 印 省 略 ） 重層的支援体制整備事業と保護観察所等との連携について（通知） 刑務所出所者等（<u>保護観察、生活環境の調整等（刑の執行のため刑事施設に収容されている者又は刑若しくは保護処分の執行のため少年院に収容されている者に対する生活環境の調整、保護観察付執行猶予の裁判確定前の生活環境の調整、勾留中の被疑者に対する生活環境の調整及び勾留中の被告人に対する釈放後の更生緊急保護の円滑な実施に向けた調整をいう。）、更生緊急保護、刑執行終了者等に対する援助又は更生保護に関する地域援助の対象となる者をいう。以下同じ。）</u>については、一般の地域住民に対する支援等に加え、更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）を中心とした支援等が必要な範囲において行われていますが、刑務所出所者等の中には複合的な課題を抱える者が少なくないことから、より分野横断的な連携体制の構築が必要とされています。 地域において刑務所出所者等<u>及びその世帯</u>に対して必要な支援を円滑に行う観点から、更生保護制度と重層的支援体制整備事業との間における連携について下記のとおり通知しますので、貴職におかれては、十分に<u>御</u>了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関に周知いただくようお願いします。 なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。 本通知の内容は、法務省保護局とも協議済みであり、また、同局更生保護振興課長及び観察課長から各保護観察所長宛てに別紙のとおり通知が発出されているので、本通知と併せて参考としていただくようお願いします。 記 1 地域共生社会<u>と刑務所出所者等への支援の関係性</u> 地域共生社会は、日本の社会保障の成り立ちや社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとり	都道府県 各 指定都市 <u>生活困窮者自立支援制度</u>主管部（局）長 殿 中核市 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 （ 公 印 省 略 ） 重層的支援体制整備事業と保護観察所等との連携について（通知） <u>今般、地域共生社会の実現ための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。</u> 刑務所出所者等（<u>保護観察対象者及び更生緊急保護対象者をいう。以下同じ。）</u>については、<u>かねてから</u>一般の地域住民に対する支援等に加え、更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）を中心とした支援等が必要な範囲において行われていますが、刑務所出所者等の中には複合的な課題を抱える者が少なくないことから、より分野横断的な連携体制の構築が必要とされています。 地域において刑務所出所者等に対して必要な支援を円滑に行う観点から、更生保護制度と重層的支援体制整備事業の間における連携について下記のとおり通知しますので、貴職におかれては、十分に<u>ご</u>了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関に周知いただくようお願いします。 なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。 本通知の内容は、法務省保護局とも協議済みであり、また、同局更生保護振興課長及び観察課長から各保護観察所長宛てに別紙のとおり通知が発出されているので、本通知と併せて参考としていただくようお願いします。 記 1 地域共生社会とは 地域共生社会は、日本の社会保障の成り立ちや社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとり

が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である。 <u>地域共生社会の実現に向けては、刑務所出所者等も地域において自分らしく生きていくことができるよう、その属性のみにとらわれず、本人の生活課題の解決に資する包括的な支援を行うことが肝要である。</u> <u>このため、保護観察所、更生保護施設及び自立準備ホーム（以下「保護観察所等」という。）といった更生保護法に基づき刑務所出所者等に対して支援等を行う機関等により、刑務所出所者等に特有の課題の解決への支援を行うのみならず、刑務所出所者等一人ひとりが抱える生活課題に応じて、地域生活定着促進事業に基づく地域生活定着支援センターや、地方公共団体を始めとした、介護、障害、生活困窮等の個別制度に基づく支援機関・団体等（以下「支援関係機関等」という。）が保護観察所等と適切に連携し、刑務所出所者等本人やその世帯に寄り添い、伴走支援する体制を整備することが求められる。</u> <u>市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、保護観察所において、犯罪・非行の防止や立ち直り支援の観点から地域支援ネットワーク構築の取組を推進していることも踏まえ、必要に応じて重層的支援体制整備事業も活用しながら、地域住民を含めた関係者が、地域共生社会の理念を理解し、刑務所出所者等への適切な支援を行うことができる体制を整備することに努められたい。</u>	が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である。 <u>更生保護法に基づく支援等は、刑務所出所者等が再び罪を犯すことなく、自立した生活を送ることができるよう、支援関係機関の連携のもと、立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、刑務所出所者等が地域とのつながりを段階的に回復し、地域における居場所を得ることを助けるものである。</u> <u>いずれも、一人ひとりが生きがいや役割を持ち暮らしていくことができるよう、支援関係機関が連携して支援を行うとともに、本人が社会とのつながりの中で、安心して生活ができる環境の整備、社会づくりをしていくことを目指すものである。</u>
2 関係機関の連携による刑務所出所者等に対する適切な支援の在り方 <u>更生保護法に基づく支援等は、刑務所出所者等が再び罪を犯すことなく、自立した生活を送ることができるよう、関係機関との連携の下、立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、刑務所出所者等が地域とのつながりを段階的に回復し、地域における居場所を得ることを助けることを目的として行われるものである。</u> <u>具体的には、保護観察所等において、</u> <u>・ 矯正施設等（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院等をいう。）に在所中の者に対する、円滑な社会復帰を図ることを目的とした、出所後の帰住先の確保や各種支援等の調整を始めとした生活環境の調整等</u> <u>・ 刑務所等から満期釈放された者等に対する、生活困窮を防ぐことを目的とした、一定期間の更生緊急保護（宿泊場所や食料・衣料の供与）、就職の援助、健全な社会生活を営むために必要な生活指導</u> <u>・ 保護観察対象者に対する、生活状況の把握及び必要な指導、住居や仕事の確保等の必要な支援等を行っている。</u> <u>また、保護観察や更生緊急保護の終了後も刑務所出所者等からの相談に応じ、必要な助言や支援の調整などの援助を行うほか、地域住民や関係機関からの犯罪や非行に関する相談にも応じている。</u> <u>このように、刑務所出所者等が抱える特有の課題については、保護観察所等により支援の充実が図られているところ、前述のとおり、刑務所出所者等一人ひとりが抱える生活課題に即した対応が必要であることから、必要に応じて、これらの支援等と併せて、重層的支援体制整備事業を含む福祉制度も活用しながら、刑務所出所者等やその世帯に寄り添い、地域社会とのつながりを段階的に</u>	2 関係機関の連携による刑務所出所者等に対する適切な支援の在り方 <u>刑務所出所者等に対しては、地域の関係機関が連携して支援を行うことが重要であり、刑務所出所者等が抱える課題に応じて、保護観察所、更生保護施設及び自立準備ホーム（以下「保護観察所等」という。）といった更生保護法に基づき刑務所出所者等に対して支援等を行う機関等のほか、地域生活定着促進事業に基づく地域生活定着支援センターや介護、障害、生活困窮等の個別制度に基づく支援機関等（以下「支援関係機関等」という。）が適切に連携し、必要な支援を行うものである。</u> <u>更生保護法に基づく支援等は、保護観察対象者に対する指導監督及び補導援護のほか、保護観察に付されていない刑務所出所者等について、親族等からの援助を受けられない場合又は公共の衛生福祉に関する機関等から保護を受けられない場合などに、その者の申出に基づき、原則として釈放から6か月を超えない範囲内で行われる更生緊急保護としての宿泊場所や食事・衣料の供与等である。また、保護観察所等においては、矯正施設在所中の者に対して、円滑な社会復帰を図ることを目的として、矯正施設在所中から出所後の帰住先の確保や各種支援等の調整を始めとした生活環境の調整を行っている。</u> <u>刑務所出所者等の中には複合的な課題を抱える者が少なくないことから、必要に応じて、これらの支援と併せて、重層的支援体制整備事業を含む福祉制度により、刑務所出所者等に寄り添い、地域社会とのつながりを段階的に回復する支援を行うことが重要である。</u>

回復する支援を行うことが重要である。 3 重層的支援体制整備事業との連携について (1) 多機関協働事業との連携 ア 多機関協働事業について 重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。その上で、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例（※1）については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※2）につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者を<u>始め</u>とする支援関係機関間の役割分担を図ることにより、適切な支援を行うこととしている。 <u>このため、多機関協働事業者や包括的相談支援事業者においては、刑務所出所者等から居住先や就労等の生活に関する相談を受け付けた場合や、保護観察所等から刑務所出所者等に対する個々の状況に応じた支援の依頼等があった場合については、保護観察所等と連携して支援を実施すること。</u> <u>加えて、今般の更生保護法の一部改正により、刑務所出所者等に対する「息の長い」支援を確保するため、保護観察所の本来業務として地域住民や支援関係機関等からの相談に応じ、必要な援助を行うことが新たに明記されたことを踏まえ、多機関協働事業者等から保護観察所に対して必要な援助（※3）を求めるなど、地域における支援関係機関等間の連携ネットワークの充実に努められたい。</u> (※1) 具体的には以下のような場合が考えられる。 ・ 矯正施設在所中の者であって、出所後の生活基盤の構築や継続的な医療的・福祉的支援の実施に際して、在所中から各支援関係機関による支援の調整が必要な場合 ・ 刑務所出所者等であって、障害や経済的な困窮、依存症など複数の課題を抱えており、各支援関係機関の役割分担や支援方針等の共有を行う必要がある場合 ・ 様々な要因によって社会的孤立、近隣トラブル、ひきこもりなどの複雑化した課題を抱える世帯で課題の解きほぐしが必要な場合 ・ 既存の支援事業等の対象にはならない狭間のニーズがあるケースで、各支援関係機関間で、相談・見守り体制やニーズに応じた社会資源等の確保などについて検討を行う必要がある場合 (※2) <u>社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の4第4項の規定により、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業を実施する市町村（市町村が当該事業を委託している場合は当該委託事業者）</u> (※3) <u>具体的には刑務所出所者等に対する支援方針の検討に当たっての助言や提案を求めることが考えられる。</u> イ 重層的支援会議・支援会議への保護観察所等の参画等 重層的支援会議・支援会議 <u>（法第106条の6に規定する「支援会議」をいう。以下同じ。）</u>の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支	3 重層的支援体制整備事業との連携について (1) 多機関協働事業との連携 ア 多機関協働事業について 重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。その上で、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例（※1）については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※2）につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者を<u>はじめ</u>とする支援関係機関間の役割分担を図ることにより、適切な支援を行うこととしている。 多機関協働事業者や包括的相談支援事業者においては、刑務所出所者等から居住先や就労等の生活に関する相談を受け付けた場合や、保護観察所等より刑務所出所者等に対する個々の状況に応じた支援の依頼等があった場合については、保護観察所等と連携して支援を実施<u>されたい</u>。 (※1) 具体的には以下のような場合が考えられる。 ・ 矯正施設在所中の者であって、出所後の生活基盤の構築や継続的な医療的・福祉的支援の実施に際して、在所中から各支援関係機関による支援の調整が必要な場合 ・ 刑務所出所者等であって、障害や経済的な困窮、依存症など複数の課題を抱えており、各支援関係機関の役割分担や支援方針等の共有を行う必要がある場合 ・ 様々な要因によって社会的孤立、近隣トラブル、ひきこもりなどの複雑化した課題を抱える世帯で課題の解きほぐしが必要な場合 ・ 既存の支援事業等の対象にはならない狭間のニーズがあるケースで、各支援関係機関間で、相談・見守り体制やニーズに応じた社会資源等の確保などについて検討を行う必要がある場合 (※2) <u>重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村がこれらの事業を自ら実施している場合は当該市町村）</u> イ 重層的支援会議・支援会議への保護観察所等の参画等 重層的支援会議・支援会議の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関等と調整の上決定していくこととなるが、刑務所出所者
---	--

援関係機関等と調整の上、<u>決定していくこととなるが、刑務所出所者等への支援に関しては、必要に応じて保護観察所等を構成員とすることを検討すること。</u> なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなるが、地域における既存の会議体（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく要保護児童対策協議会、障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）に基づく（自立支援）協議会等）と組み合わせて開催することが効果的・効率的な場合は、既存の会議体と時間を切り分けて同日に開催する等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努めていただきたい。 （2）アウトリーチ等を通じた早期の支援を行う際の保護観察所等との連携 既に課題が複雑化した者への支援を行うだけでなく、課題の深刻化を防ぐために、自ら支援を求めることが難しい者や、課題に対する自覚がない者（※1）についても、早期に関わりを作り、支援を行うことが重要である。 アウトリーチ支援事業者（※2）においては、保護観察所等よりアウトリーチ等の支援によって早期の支援が必要と考えられる本人のつながりがあった場合には、適切な情報共有と支援の引継ぎを行っていただきたい。 また、反対に、アウトリーチ支援事業者が支援を実施する中で、更生保護制度に基づく支援につなぐ必要が生じた場合には保護観察所等につなぐとともに、保護観察所等よりアウトリーチ等を通じた支援の依頼があった場合は、連携して支援していただきたい。 （※1）例えば、以下のような状況に置かれた者が考えられる。 （自ら支援を求めることが難しい方の例） - 更生保護施設や自立準備ホーム等で保護はしているものの、日中活動として、一般就労やいずれの福祉サービス等にもつながっておらず、また、保護観察や更生緊急保護期間の終了後の行き先も自力で見つけられないような状態。 （課題に対する自覚がない方の例） - 出所した高齢者が一人暮らしとなったが、人との交流がなく地域住民や支援関係機関等から孤立している状態（人に相談するという経験が少なく、相談できずに困り事を抱えている可能性がある。） - 何度も救急車を呼ぶなどの状況が見られるが、定期訪問するようなキーパーソンとなる支援者がいない状態（出所後、寂しさや不安感を抱いている可能性がある。） - ゴミ出しのルールや騒音などをめぐって周囲とのトラブルが多いが、定期訪問するようなキーパーソンとなる支援者がいない状態（刑務所での生活が長く、社会生活に馴染むことができていない可能性がある。） （※2）法第 106 条の 4 第 4 項の規定により、同条第 2 項第 4 号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施している市町村（市町村が当該事業を委託している場合は当該委託事業者） （3）参加支援と保護観察所等の連携	等への支援に関して、保護観察所等を構成員とすることも検討いただきたい。 なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなるが、地域における既存の会議体（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく要保護児童対策協議会、障害者総合支援法に基づく（自立支援）協議会等）と組み合わせて開催することが効果的・効率的な場合は、既存の会議体と時間を切り分けて同日に開催する等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努めていただきたい。 （2）アウトリーチ等を通じた早期の支援を行う際の保護観察所等との連携 既に課題が複雑化した者への支援を行うだけでなく、課題の深刻化を防ぐために、自ら支援を求めることが難しい者や、課題に対する自覚がない者（※1）についても、早期に関わりを作り、支援を行うことが重要である。 アウトリーチ支援事業者（※2）においては、保護観察所等よりアウトリーチ等の支援によって早期の支援が必要と考えられる本人のつながりがあった場合には、適切な情報共有と支援の引き継ぎを行っていただきたい。 また、反対に、アウトリーチ支援事業者が支援を実施する中で、更生保護制度に基づく支援につなぐ必要が生じた場合には保護観察所等につなぐとともに、保護観察所等よりアウトリーチ等を通じた支援の依頼があった場合は、連携して支援していただきたい。 （※1）例えば、以下のような状況に置かれた者が考えられる。 （自ら支援を求めることが難しい方の例） - 更生保護施設や自立準備ホーム等で保護はしているものの、日中活動として、一般就労やいずれの福祉サービス等にもつながっておらず、また、保護観察や更生緊急保護期間の終了後の行き先も自力で見つけられないような状態。 （課題に対する自覚がない方の例） - 出所した高齢者が一人暮らしとなったが、人との交流がなく地域住民や支援関係機関等から孤立している状態（人に相談するという経験が少なく、相談できずに困り事を抱えている可能性がある。） - 何度も救急車を呼ぶなどの状況が見られるが、定期訪問するようなキーパーソンとなる支援者がいない状態（出所後、寂しさや不安感を抱いている可能性がある。） - ゴミ出しのルールや騒音などをめぐって周囲とのトラブルが多いが、定期訪問するようなキーパーソンとなる支援者がいない状態（刑務所での生活が長く、社会生活に馴染むことができていない可能性がある。） （※2）<u>重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、</u>法第 106 条の 4 第 4 項の規定により、同条第 2 項第 4 号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村） （3）参加支援と保護観察所等の連携
---	---

参加支援事業者（※）において、保護観察所等<u>から</u>、参加支援事業の活用等に関して相談を受けた場合には、本人のニーズや地域の社会資源を踏まえ、保護観察所等と積極的に連携しながら適切に対応いただきたい。 また、反対に、参加支援事業者が支援を実施する中で、本人を保護観察所等につなぐ必要が生じた場合には、適切に連携して支援していただきたい。 （※）法第 106 条の 4 第 4 項の規定により、同条第 2 項第 2 号に掲げる参加支援事業を実施する市町村（市町村が当該事業を委託している場合は当該委託事業者） （参加支援事業の活用例） ・ 通所介護や小規模多機能型居宅介護事業所において、更生保護施設や自立準備ホームに入所している高齢者等に対して、社会とのつながりの段階的な回復や心身機能の維持に向けた支援を行う。 ・ 生活困窮の就労支援施設や就労継続支援 B 型の事業所において、更生保護施設や自立準備ホームの入所者であって、境界領域知能や何らかの依存症などの見えづらい課題や複雑化した課題を抱えているため、社会参加を進めるにあたって既存の制度では対応できない者に対して、就労支援を実施する。 ・ 更生保護施設や自立準備ホームと協定等を結ぶなどした上で、身柄拘束されことなく微罪処分や起訴猶予となる等、保護観察所が行う更生保護法に基づく<u>更生緊急保護</u>等の対象者ではないものの、複合的な課題を抱える者を、更生保護施設等において一時的に受け入れ、地域生活定着支援センターも含めた地域の支援関係機関等と連携し、自立に向けた支援を実施する。 <u>3 制度の相互理解等</u> （1）相互理解の促進 <u>既述のとおり</u>、<u>刑務所出所者等</u>の中には重層的支援体制整備事業による支援を受ける者もいることから、保護観察所等及び重層的支援体制整備事業の主管部局は、互いの制度に対する理解を深めるとともに、相互に日常的な連携（双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等）を確保することが望ましい。 都道府県については、法第 6 条第 3 項において、市町村における重層的支援体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務を有していることを踏まえ、重層的支援体制整備事業に係る研修の実施や更生保護制度に基づく支援と重層的支援体制整備事業との連携事例等に関する情報の共有に努めていただきたい。 <u>なお、保護観察所においては、更生保護に関する地域援助により、犯罪・非行の防止や立ち直り支援の観点から関係機関・団体等への相談支援を行っていることから、保護観察所に対し、犯罪・非行の防止や立ち直り支援のために相談を行うことも可能であるので、適宜活用されたい。</u>	参加支援事業者（※）において、保護観察所等<u>より</u>、参加支援事業の活用等に関して相談を受けた場合には、本人のニーズや地域の社会資源を踏まえ、保護観察所等と積極的に連携しながら適切に対応いただきたい。 また、反対に、参加支援事業者が支援を実施する中で、本人を保護観察所等につなぐ必要が生じた場合には、適切に連携して支援していただきたい。 （※）<u>重層的支援体制整備事業を実施する市町村より</u>、法第 106 条の 4 第 4 項の規定により、同条第 2 項第 2 号に掲げる参加支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村） （参加支援事業の活用例） ・ 通所介護や小規模多機能型居宅介護事業所において、更生保護施設や自立準備ホームに入所している高齢者等に対して、社会とのつながりの段階的な回復や心身機能の維持に向けた支援を行う。 ・ 生活困窮の就労支援施設や就労継続支援 B 型の事業所において、更生保護施設や自立準備ホームの入所者であって、境界領域知能や何らかの依存症などの見えづらい課題や複雑化した課題を抱えているため、社会参加を進めるにあたって既存の制度では対応できない者に対して、就労支援を実施する。 ・ 更生保護施設や自立準備ホームと協定等を結ぶなどした上で、身柄拘束されことなく微罪処分や起訴猶予となる等、保護観察所が行う更生保護法に基づく<u>支援</u>等の対象者ではないものの、複合的な課題を抱える者を、更生保護施設等において一時的に受け入れ、地域生活定着支援センターも含めた地域の支援関係機関等と連携し、自立に向けた支援を実施する。 <u>4 制度の相互理解等</u> （1）相互理解の促進 刑務所出所者等の中には重層的支援体制整備事業による支援を受ける者もいることから、保護観察所等及び重層的支援体制整備事業の主管部局は、互いの制度に対する理解を深めるとともに、相互に日常的な連携（双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等）を確保することが望ましい。 都道府県については、法第 6 条第 3 項において、市町村における重層的支援体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務を有していることを踏まえ、重層的支援体制整備事業に係る研修の実施や更生保護制度に基づく支援と重層的支援体制整備事業との連携事例等に関する情報の共有に努めていただきたい。
--	--

(2) 情報共有等にあたっての留意事項 本人を支援関係機関等につなぐ場合や、他の支援関係機関等と共に支援する場合は、相談の時点で聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たって本人に同意を得ることが基本となる。 また、本人との接触ができていないなど同意が得られない時点において、双方の機関で情報共有を行う場合には、守秘義務がかけられた支援会議の場等で行うこと。 なお、各地方公共団体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意するようお願いしたい。	(2) 情報共有等にあたっての留意事項 本人を支援関係機関につなぐ場合や、他の支援関係機関とともに支援する場合は、相談の時点で聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たって本人に同意を得ることが基本となる。 また、本人との接触ができていないなど同意が得られない時点において、双方の機関で情報共有を行う場合には、守秘義務がかけられた支援会議の場等で行うこと。 なお、各地方公共団体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意するようお願いしたい。
--	---

社援地発 0329 第 13 号
令和 3 年 3 月 29 日
一 部 改 正
社援地発 0401 第 27 号
令和 7 年 4 月 1 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

重層的支援体制整備事業と保護観察所等との連携について（通知）

刑務所出所者等（保護観察、生活環境の調整等（刑の執行のため刑事施設に収容されている者又は刑若しくは保護処分の実行のため少年院に収容されている者に対する生活環境の調整、保護観察付執行猶予の裁判確定前の生活環境の調整、勾留中の被疑者に対する生活環境の調整及び勾留中の被告人に対する釈放後の更生緊急保護の円滑な実施に向けた調整をいう。）、更生緊急保護、刑執行終了者等に対する援助又は更生保護に関する地域援助の対象となる者をいう。以下同じ。）については、一般の地域住民に対する支援等に加え、更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）を中心とした支援等が必要な範囲において行われていますが、刑務所出所者等の中には複合的な課題を抱える者が少なくないことから、より分野横断的な連携体制の構築が必要とされています。

地域において刑務所出所者等及びその世帯に対して必要な支援を円滑に行う観点から、更生保護制度と重層的支援体制整備事業との間における連携について下記のとおり通知しますので、貴職におかれては、十分に御了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

本通知の内容は、法務省保護局とも協議済みであり、また、同局更生保護振興

課長及び観察課長から各保護観察所長宛てに別紙のとおり通知が発出されているので、本通知と併せて参考としていただくようお願いします。

記

1 地域共生社会と刑務所出所者等への支援の関係性

地域共生社会は、日本の社会保障の成り立ちや社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である。

地域共生社会の実現に向けては、刑務所出所者等も地域において自分らしく生きていくことができるよう、その属性のみにとらわれず、本人の生活課題の解決に資する包括的な支援を行うことが肝要である。

このため、保護観察所、更生保護施設及び自立準備ホーム（以下「保護観察所等」という。）といった更生保護法に基づき刑務所出所者等に対して支援等を行う機関等により、刑務所出所者等に特有の課題の解決への支援を行うのみならず、刑務所出所者等一人ひとりが抱える生活課題に応じて、地域生活定着促進事業に基づく地域生活定着支援センターや、地方公共団体を始めとした、介護、障害、生活困窮等の個別制度に基づく支援機関・団体等（以下「支援関係機関等」という。）が保護観察所等と適切に連携し、刑務所出所者等本人やその世帯に寄り添い、伴走支援する体制を整備することが求められる。

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、保護観察所において、犯罪・非行の防止や立ち直り支援の観点から地域支援ネットワーク構築の取組を推進していることも踏まえ、必要に応じて重層的支援体制整備事業も活用しながら、地域住民を含めた関係者が、地域共生社会の理念を理解し、刑務所出所者等への適切な支援を行うことができる体制を整備することに努められたい。

2 関係機関の連携による刑務所出所者等に対する適切な支援の在り方

更生保護法に基づく支援等は、刑務所出所者等が再び罪を犯すことなく、自立した生活を送ることができるよう、関係機関との連携の下、立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、刑務所出所者等が地域とのつながりを段階的に回復し、地域における居場所を得ることを助けることを目的として行われるものである。

具体的には、保護観察所等において、

- ・ 矯正施設等（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院等をいう。）に在所中

の者に対する、円滑な社会復帰を図ることを目的とした、出所後の帰住先の確保や各種支援等の調整を始めとした生活環境の調整等

- ・ 刑務所等から満期釈放された者等に対する、生活困窮を防ぐことを目的とした、一定期間の更生緊急保護（宿泊場所や食料・衣料の供与）、就職の援助、健全な社会生活を営むために必要な生活指導
- ・ 保護観察対象者に対する、生活状況の把握及び必要な指導、住居や仕事の確保等の必要な支援

等を行っている。

また、保護観察や更生緊急保護の終了後も刑務所出所者等からの相談に応じ、必要な助言や支援の調整などの援助を行うほか、地域住民や関係機関からの犯罪や非行に関する相談にも応じている。

このように、刑務所出所者等が抱える特有の課題については、保護観察所等により支援の充実が図られているところ、前述のとおり、刑務所出所者等一人ひとりが抱える生活課題に即した対応が必要であることから、必要に応じて、これらの支援等と併せて、重層的支援体制整備事業を含む福祉制度も活用しながら、刑務所出所者等やその世帯に寄り添い、地域社会とのつながりを段階的に回復する支援を行うことが重要である。

3 重層的支援体制整備事業との連携について

(1) 多機関協働事業との連携

ア 多機関協働事業について

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関等が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。その上で、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例（※1）については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※2）につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者を始めとする支援関係機関等間の役割分担を図ることにより、適切な支援を行うこととしている。

このため、多機関協働事業者や包括的相談支援事業者においては、刑務所出所者等から居住先や就労等の生活に関する相談を受け付けた場合や、保護観察所等から刑務所出所者等に対する個々の状況に応じた支援の依頼等があった場合については、保護観察所等と連携して支援を実施すること。

加えて、今般の更生保護法の一部改正により、刑務所出所者等に対する「息の長い」支援を確保するため、保護観察所の本来業務として地域住民や支援関係機関等からの相談に応じ、必要な援助を行うことが新たに明記されたことを踏まえ、多機関協働事業者等から保護観察所に対して必要な援助（※3）を求めるなど、地域における支援関係機関等間の連携ネットワークの充実に

努められたい。

(※1) 具体的には以下のような場合が考えられる。

- ・ 矯正施設在所中の者であって、出所後の生活基盤の構築や継続的な医療的・福祉的支援の実施に際して、在所中から各支援関係機関等による支援の調整が必要な場合
- ・ 刑務所出所者等であって、障害や経済的な困窮、依存症など複数の課題を抱えており、各支援関係機関等の役割分担や支援方針等の共有を行う必要がある場合
- ・ 様々な要因によって社会的孤立、近隣トラブル、ひきこもりなどの複雑化した課題を抱える世帯で課題の解きほぐしが必要な場合
- ・ 既存の支援事業等の対象にはならない狭間のニーズがあるケースで、各支援関係機関等間で、相談・見守り体制やニーズに応じた社会資源等の確保などについて検討を行う必要がある場合

(※2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の4第4項の規定により、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業を実施する市町村（市町村がこれらの事業を委託している場合は当該委託事業者）

(※3) 具体的には刑務所出所者等に対する支援方針の検討に当たっての助言や提案を求めることが考えられる。

イ 重層的支援会議・支援会議への保護観察所等の参画等

重層的支援会議・支援会議（法第106条の6に規定する「支援会議」をいう。以下同じ。）の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関等と調整の上、決定していくこととなるが、刑務所出所者等への支援に関しては、必要に応じて保護観察所等を構成員とすることを検討すること。

なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなるが、地域における既存の会議体（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく要保護児童対策協議会、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）に基づく（自立支援）協議会等）と組み合わせて開催することが効果的・効率的な場合は、既存の会議体と時間を切り分けて同日に開催する等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努めていただきたい。

- (2) アウトリーチ等を通じた早期の支援を行う際の保護観察所等との連携
既に課題が複雑化した者への支援を行うだけでなく、課題の深刻化を防ぐ

ために、自ら支援を求めることが難しい者や、課題に対する自覚がない者（※１）についても、早期に関わりを作り、支援を行うことが重要である。

アウトリーチ支援事業者（※２）においては、保護観察所等よりアウトリーチ等の支援によって早期の支援が必要と考えられる本人のつながりがあった場合には、適切な情報共有と支援の引継ぎを行っていただきたい。

また、反対に、アウトリーチ支援事業者が支援を実施する中で、更生保護制度に基づく支援につなぐ必要が生じた場合には保護観察所等につなぐとともに、保護観察所等よりアウトリーチ等を通じた支援の依頼があった場合は、連携して支援していただきたい。

（※１）例えば、以下のような状況に置かれた者が考えられる。

（自ら支援を求めることが難しい方の例）

- ・ 更生保護施設や自立準備ホーム等で保護はしているものの、日中活動として、一般就労やいずれの福祉サービス等にもつながっておらず、また、保護観察や更生緊急保護期間の終了後の行き先も自力で見付けられないような状態。

（課題に対する自覚がない方の例）

- ・ 出所した高齢者が一人暮らしとなったが、人との交流がなく地域住民や支援関係機関等から孤立している状態（人に相談するという経験が少なく、相談できずに困り事を抱えている可能性がある。）
- ・ 何度も救急車を呼ぶなどの状況が見られるが、定期訪問するようなキーパーソンとなる支援者がいない状態（出所後、寂しさや不安感を抱いている可能性がある。）
- ・ ゴミ出しのルールや騒音などをめぐって周囲とのトラブルが多いが、定期訪問するようなキーパーソンとなる支援者がいない状態（刑務所での生活が長く、社会生活に馴染むことができていない可能性がある。）

（※２）法第 106 条の 4 第 4 項の規定により、同条第 2 項第 4 号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施している市町村（市町村が当該事業を委託している場合は当該委託事業者）

（３）参加支援と保護観察所等の連携

参加支援事業者（※）において、保護観察所等から、参加支援事業の活用等に関して相談を受けた場合には、本人のニーズや地域の社会資源を踏まえ、保護観察所等と積極的に連携しながら適切に対応していただきたい。

また、反対に、参加支援事業者が支援を実施する中で、本人を保護観察所等につなぐ必要が生じた場合には、適切に連携して支援していただきたい。

（※）法第 106 条の 4 第 4 項の規定により、同条第 2 項第 2 号に掲げる参加

支援事業を実施する市町村（市町村が当該事業を委託している場合は当該委託事業者）

（参加支援事業の活用例）

- ・ 通所介護や小規模多機能型居宅介護事業所において、更生保護施設や自立準備ホームに入所している高齢者等に対して、社会とのつながりの段階的な回復や心身機能の維持に向けた支援を行う。
- ・ 生活困窮の就労支援施設や就労継続支援B型の事業所において、更生保護施設や自立準備ホームの入所者であって、境界領域知能や何らかの依存症などの見えづらい課題や複雑化した課題を抱えているため、社会参加を進めるにあたって既存の制度では対応できない者に対して、就労支援を実施する。
- ・ 更生保護施設や自立準備ホームと協定等を結ぶなどした上で、身柄拘束されることなく微罪処分や起訴猶予となる等、保護観察所が行う更生保護法に基づく更生緊急保護等の対象者ではないものの、複合的な課題を抱える者を、更生保護施設等において一時的に受け入れ、地域生活定着支援センターも含めた地域の支援関係機関等と連携し、自立に向けた支援を実施する。

3 制度の相互理解等

（1）相互理解の促進

既述のとおり、刑務所出所者等の中には重層的支援体制整備事業による支援を受ける者もいることから、保護観察所等及び重層的支援体制整備事業の主管部局は、互いの制度に対する理解を深めるとともに、相互に日常的な連携（双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等）を確保することが望ましい。

都道府県については、法第6条第3項において、市町村における重層的支援体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務を有していることを踏まえ、重層的支援体制整備事業に係る研修の実施や更生保護制度に基づく支援と重層的支援体制整備事業との連携事例等に関する情報の共有に努めていただきたい。

なお、保護観察所においては、更生保護に関する地域援助により、犯罪・非行の防止や立ち直り支援の観点から関係機関・団体等への相談支援を行っていることから、保護観察所に対し、犯罪・非行の防止や立ち直り支援のために相談を行うことも可能であるので、適宜活用されたい。

(2) 情報共有等にあたっての留意事項

本人を支援関係機関等につなぐ場合や、他の支援関係機関等と共に支援する場合は、相談の時点で聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たって本人に同意を得ることが基本となる。

また、本人との接触ができていないなど同意が得られない時点において、双方の機関で情報共有を行う場合には、守秘義務がかけられた支援会議の場等で行うこと。

なお、各地方公共団体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意するようお願いしたい。